

藤沢市水洗便所改造等資金貸付条例の廃止について  
藤沢市水洗便所改造等資金貸付条例を廃止する条例を次のように定める。

2022年（令和4年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市水洗便所改造等資金貸付条例を廃止する条例  
藤沢市水洗便所改造等資金貸付条例（昭和54年藤沢市条例第24号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の前になされた申請に係る水洗便所改造等資金の貸付け及び償還については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、下水道の普及に伴い、貸付制度の利用者が少なくなつたこと及び金融機関から工事資金を借入れする際の利子を補給する制度へ切り替えることから、条例を廃止する必要による。